

平成30年度加美町農業委員会
第9回定例総会議事録

平成30年12月25日（火）

加美町小野田支所2階会議室

加美町農業委員会

平成30年度第9回定例総会 議事録

1 開催日時 平成30年12月25日(火)午後2時30分～午後3時16分

2 開催場所 加美町小野田支所 2階会議室

3 出席委員(19名)

会 長	19番	我 孫 子 武 二
会長職務代理者	18番	三 浦 泉
委 員	1番	半 田 守
〃	2番	天 野 勇 一 郎
〃	3番	二 瓶 宏 男
〃	4番	尾 出 弘 子
〃	5番	高 橋 京 一
〃	6番	小 山 京 子
〃	7番	板 垣 文 一
〃	8番	三 嶋 秀 二 郎
〃	9番	畠 山 義 信
〃	10番	杉 村 昭 宏
〃	11番	千 葉 連 悦
〃	12番	畠 山 明 美
〃	13番	尾 形 徳 夫
〃	14番	澁 谷 幹 男
〃	15番	伊 藤 登 喜 子
〃	16番	斎 田 洋 一
〃	17番	佐 々 木 信 幸

4 欠席委員(なし)

5 議事日程

- 日程第1 議事録署名委員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 会議書記の指名
- 日程第4 報告第25号 非農地証明書の交付について
- 日程第5 報告第26号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第6 議案第25号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第7 議案第26号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第8 議案第27号 農用地利用集積計画の審査について

6 説明のため出席した職員

農業委員会事務局長（書記）	太 田 浩 二
農業委員会事務局参事兼次長兼農地係長	鎌 田 裕 之
農業委員会事務局主事	猪 股 雅 敬

7 議事の経過及び結果

次のとおり。

第9回定例総会 議事の経過及び結果

〈午後2時30分 開会〉

*事務局（太田浩二事務局長） それでは、定刻でございますので只今より平成30年度加美町農業委員会第9回定例総会を開催いたします。

はじめに、会長からご挨拶をお願いいたします。

*会長（我孫子武二会長） 年の瀬の大変忙しい中、第9回定例総会にご出席を頂き大変ご苦労さまでございます。皆さんご存知だと思いますけれども、今年の漢字が決まりました。災難の災で災いという漢字に決まりました。今朝、国語辞典で災いという言葉調べてみました。人を不幸にする悪い出来事を災いというそうです。今年豪雨、猛暑、台風、北海道の地震、非常に自然災害が多い年だったと思います。今朝ほどラジオを聞いておりましたら、この自然災害に対する保険金の額が東日本大震災より多いそうです。そういったことも考えると、本当に災いの多い年だったのかなというふうに思います。我々は、加美町の美しい風景をもとに生活しておりますけれども、原点とする風景が自然災害ばかりで崩壊しているのではないと思います。今後は農政が国際化するにあたって、ますます農地が崩壊していくのを非常に懸念しております。そういう意味で、我々農業委員会も一生懸命頑張らなければならないのかなと考えております。

本日も皆さんの慎重な審議をお願いしまして挨拶といたします。よろしく願いいたします。

*事務局（太田浩二事務局長） それでは農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が議長となりまして、議事を進行していただきます。会長よろしく願いいたします。

*議長（我孫子武二会長） ただいまの出席委員は19名です。定例総会の定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 議事録署名委員の指名

*議長（我孫子武二会長） 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。本日の議事録署名委員は、18番 三浦泉委員、1番 半田守委員をお願いいたします。

日程第2 会期の決定

*議長（我孫子武二会長） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。お諮りいたします。本定例総会の会期は、本日1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（我孫子武二会長） ご異議なしと認め、会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第3 会議書記の指名

*議長（我孫子武二会長） 日程第3、会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、事務局長 太田浩二君を指名いたします。なお、本定例総会の事務従事者として事務局長以下の関係職員を任命します。

それでは、議案の審議に入ります。

日程第4 報告第25号 非農地証明書の交付について

*議長（我孫子武二会長） 日程第4、報告第25号、非農地証明書の交付について事務局より報告いたします。

*事務局（鎌田裕之次長） 報告第25号、非農地証明書の交付について。このことについて、別紙のとおり非農地証明願があり、現地調査等による審査の結果、農地法の適用を受けないものであると認め、証明書を交付したので報告いたします。平成30年12月25日提出、加美町農業委員会会長 我孫子武二。

[報告第25号

登記簿 田 現況 公衆用道路。外1筆、面積165㎡。

昭和42年頃より各自宅に通じる道路として利用して現在に至る。

登記簿 畑 現況 宅地。面積110㎡。

昭和48年頃居宅建築し、その後付属建物も建築し現在に至る。（昭和43年11月農地法第4条許可済）

以上2件の非農地証明書交付について説明。]

*議長（我孫子武二会長） 報告が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（我孫子武二会長） 質疑がないようですから、これにて、報告第25号を終了いたします。

日程第5 報告第26号 農地法第18条第6項の規定による通知について

*議長（我孫子武二会長） 日程第5、報告第26号、農地法第18条第6項の規定による通知について事務局より報告いたします。

*事務局（猪股雅敬主事） 報告第26号、農地法第18条第6項の規定による通知について。このことについて、別紙のとおり通知があったので報告いたします。平成30年12月25日提出。加美町農業委員会会長 我孫子武二。

〔 報告第26号

貸借の合意解約通知受付

12月3日受付 地目 田、地積17㎡ 外7筆
(基盤強化促進法)

12月5日受付 地目 田、地積1,000㎡ 外4筆
(基盤強化促進法)

以上、5,769㎡の合意解約について説明。 〕

*議長（我孫子武二会長） 報告が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（我孫子武二会長） 質疑がないようですから、これにて報告第26号を終了いたします。

日程第6 議案第25号 農地法第3条の規定による許可申請について

*議長（我孫子武二会長） 日程第6、議案第25号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より説明をさせます。

*事務局（猪股雅敬主事） 議案第25号、農地法第3条の規定による許可申請について。下記農地について農地法第3条第1項の規定により許可申請があったので審議されたい。平成30年12月25日提出。加美町農業委員会会長、我孫子武二。

14ページをご覧ください。今月の農地法第3条の許可申請は8件でございます。番号1、渡人、A氏。受人、B氏。申請地は、字一本杉の田2筆で、面積1,675㎡。総額・・・円で農業者に売買をするものでございます。

番号2から番号5までの案件につきましては、借人が同一人となっております。番号2、渡人、C氏。番号3、渡人、D氏。番号4、渡人、E氏。番号5、渡人、F氏。受人、G氏。申請地は、字住吉の畑6筆で面積5,220㎡。新規就農のためG氏に10aあたり・・・円で賃貸借をするものでございます。

番号6、渡人、H氏。受人、I氏。申請地は、上多田川字岩滝の畑1筆で面積6,915㎡の一部である1,000㎡を10aあたり・・・円で賃貸借をするものでございます。

番号7及び番号8の案件につきましては、農地の交換でございます。番号7、渡人、J氏。受人、K氏。申請地は、柳沢字新柳沢前の田1筆で面積993㎡。番号8の農地と交換をするものでございます。

番号8、渡人、K氏。受人、J氏。申請地は、柳沢字新柳沢前の田3筆で、面積999㎡。番号7の農地と交換するものでございます。以上で説明を終わります。

*議長（我孫子武二会長） 議案の説明が終わりました。ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。それでは、申請番号1番から申請番号5番について、3番 二瓶宏男委員をお願いします。

*3番（二瓶宏男委員） 3番、二瓶が報告いたします。申請番号1番、12月17日に調査いたしました結果、渡人に電話で聴き取りを行いました。また、受人とは現地を確認いたしました。この中で、売買の価格が気になるわけですが、10aあたり・・・円。私なりに調査いたしました。周囲は農振除外地であり、広い町道に隣接したその脇に、水道管が埋設しております。また、町道をまたいだ反対側には3年前にアパート戸建の残地がありました。農地として150坪で・・・円の売買実例がありました。そういったことも踏まえすと将来宅地になりうるとした場合、妥当と思います。また、地域調和要件につきましては支障ないものと判断いたしました。

申請番号2番から5番については、受人が同一人であります。12月13日に調査をいたしました。渡人である4名それぞれに電話で聴き取りを行いました。受人とは現地を確認し、いずれの畑地も集積された場所にありました。いずれも10aで・・・円の賃貸借で、平成30年度の農作業賃金表を参考にした賃借料であり、妥当なものと思われました。地域調和要件については支障のないものと判断いたしました。以上で報告を終わります。

*議長（我孫子武二会長） ご苦労様でした。続きまして、申請番号6番について、1番 千葉連悦委員をお願いします。

*11番（千葉連悦委員） それでは報告いたします。12月18日に譲渡人と現地を確認いたしました。譲受人の方は仕事の都合で来ることができなかったため、電話での聴き取り調査となりました。この案件は受人が渡人の畑を28年11月に2,000㎡を借り受けている隣接の1,000㎡を借り受けるという賃貸借の案件でございます。現地は渡人の自宅の西側に隣接する農地であり、既に受人が28年11月に借り受けているところの残っている部分ということで確認いたしました。1反歩・・・円という設定については、28年11月に借り受けている単価と同じにするということで、そのような設定にしております。なお、賃貸借期間につきましては、28年11月から借り受けている期間と合わせるために、38年10月31日としたということでございます。以上、譲渡人と現地を確認し聴き取り調査をした結果、地域調和要件に支障ないものと判断いたしました。以上です。

*議長（我孫子武二会長） ご苦労様でした。続きまして、申請番号7番及び8番について、5番 高橋京一委員をお願いします。

* 5 番（高橋京一委員） 申請番号 7 番と 8 番について説明いたします。この田につきましては基盤整備地です。1 町歩というようなかたちでありましたが、K 氏のお父さんが、ここになくってはだめだというように強く言われまして、枝番を振ったということになりました。その後、K 氏のお父さんが亡くなったときに息子さんである K 氏に交換についてお伺いしたところ、いいですよとお互いに取り換えましょうとなりました。面積の差に片方が 9 9 3 m²もう一方が 9 9 9 m²ありますので、その差分については登記等の手続きを J 氏のほうで行うということで合意をしております。そしてここにあります受付時審査項目の機械の確保等につきまして、K 氏は機械がありませんので、確保されていないということになります。この両案件はともに地域調和要件に支障ないと判断いたしました。以上です。

* 議長（我孫子武二会長） ご苦労様でした。現地調査の結果並びに補足説明が終わりました。これより審議を行います。質疑ございませんか。

* 5 番（高橋京一委員） 補足としてですが、現在基盤整備をして小さく枝番をつけておりますが、地域の集積率が 1 0 0 %ではなく、実際の集積率はおおよそ 8 5 %ほどです。それはもともとあった農地の場所に換地しないとだめだという人が当時多くありました。今でも 1 町歩田の中に 3 人入っていたり、あるいは 2 人入っていたりという形になっております。しかしながら当時の所有者が亡くなり、代替わりした際に、他の人に頼むという状況が多くありますので、こういった案件はますます多くなっていくのではないかと私なりに思っております。

* 議長（我孫子武二会長） ほかに質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

* 議長（我孫子武二会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより、議案第 2 5 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についての採決を行います。お諮りします。本件は、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

* 議長（我孫子武二会長） ご異議なしと認めます。よって、議案第 2 5 号、農地法第 3 条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することに決定しました。

日程第 7 議案第 2 6 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

* 議長（我孫子武二会長） 日程第 7、議案第 2 6 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について。事務局より説明をさせます。

* 事務局（鎌田裕之次長） 議案第 2 6 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について。下記農地を農地以外の目的に供するため農地法第 5 条第 1 項の規定により許可申請

があったので審議されたい。平成30年12月25日提出。加美町農業委員会会長我孫子武二。

18ページをご覧ください。今月の農地法第5条の許可申請は3件です。番号2と番号3は、同一の事業であります。

番号1、資料は20ページの事業計画書概要から23ページまでになります。譲渡人は、加美町宮崎字屋敷七番・・・、L氏。譲受人は、加美町宮崎字町・・・、M社。申請地は、宮崎字屋敷七番・・・、外1筆の畑、面積は合わせて158㎡。申請事由は、売買により駐車場を拡張するものであります。事業資金は、自己資金・・・円で、うち土地代は・・・円となっています。事業計画は、許可日の着工、平成31年1月31日の完成予定です。本案件は違反転用でありまして、秋口に実質的な売買が行われ、譲渡人が申請地にあったビニールハウスを撤去した後、雪が降る前にということで、譲受人が慌てて工事を行ってしまったとのことでありまして、農地転用が必要であったとの指摘を受け、今回申請に至ったものでございます。別刷の1枚ものの資料のとおり、申請人から始末書を徴しております。申請地は、役場宮崎支所の南西約580㎡に位置し、水管及び下水道管が埋設されている道路の沿道の区域で、おおむね500メートル以内に複数の医療施設及び福祉センター等の公共施設が存することから第3種農地と判断しました。

続く番号2と番号3は同一の事業となります。資料については、26ページ事業計画書概要から32ページまでをご覧ください。譲渡人は、番号2が、加美町下多田川字道・・・、N氏。番号3が、加美町下多田川字道・・・、O氏。譲受人は、加美町字新木伏・・・のP社。申請地は、番号2が、下多田川字道・・・の畑、5,094㎡。番号3が、下多田川字道・・・の畑、1,548㎡の、合わせて6,642㎡となっております。申請事由は、賃貸借により土砂採取用地とするものであります。他にも適地をあたったようですが、公道に接続し必要面積を借地により確保できる場所が申請農地以外になかったため、農用地区域内にある申請農地を選定したとのことであります。申請地のうち、・・・の畑は、現在、雑木の生い茂る原野、荒廃農地B分類となっており、土砂採取後は整地され、農地として活用されるということであり、荒廃農地の解消が図られ、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れもない思料されることから、やむを得ないと判断したものです。以上、3件2事業の上程となります。

* 議長（我孫子武二会長） 議案の説明が終わりました。ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。それでは、申請番号1番から申請番号3番について、11番、千葉連悦委員をお願いします。

* 11番（千葉連悦委員） 現地調査の結果を報告いたします。12月14日に、私、畠山明美委員、畠山義信委員、鎌田次長の4名で現地を確認してまいりました。

申請番号1の案件につきまして、譲渡人のL氏、譲受人のM社の専務2名の立会いの下、現地を確認いたしました。先ほど次長からお話がありましたように、現地には5cmほどの積雪があり地面は見えなかったものの、すでに手前の駐車場と一体となっておりました。その旨始末書を提出されているということです。周辺の農地に係る営農条件への支障については、周辺は農地ではなく、宅地や山林のようになっておりまして、その辺については支障はありません。雨水については砂利敷き

のため自然浸透、そして西側から南側において側溝を通じて公道のほうに流れるということで確認しております。そのような条件からしまして許可相当と判断したわけですが、その時点において既に着工されており、始末書が提出されているということで、やむを得ないと判断したわけでございます。

申請番号2番と3番については一括して報告いたします。現地調査にはP社より係担当、そして行政書士であるQ氏に立会いしていただきました。この場所につきましては先ほど次長からも説明がありましたように、青木原の公道に接する農地ということで、公道側については・・・、1, 548㎡、N氏所有。隣接する・・・については5, 094㎡、O氏の畑ということで、P社による培土の原料とするための土砂採取であるということ、そしてまた一年間の一時転用であるということの申請であります。O氏の所有する畑においては既に耕作放棄地ということで、山林と化している場所であり、土砂採取後には解消できるということもあり、支障はないと判断してまいりました。公道に面した部分についての法面については、形をちゃんとして流出のないようにお話をしてまいりました。許可相当と判断いたしました。以上で報告を終わります。

*議長（我孫子武二会長） ご苦労様でした。現地調査の結果並びに補足説明が終わりました。これより審議を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（我孫子武二会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより、議案第26号、農地法第5条の規定による許可申請についての採決を行います。お諮りします。本件は、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

*議長（我孫子武二会長） ご異議なしと認めます。よって、議案第26号、農地法第5条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することに決定しました。

日程第8 議案第27号 農用地利用集積計画の審査について

*議長（我孫子武二会長） 日程第8、議案第27号 農用地利用集積計画の審査についてを議題といたします。事務局より説明をさせます。

*事務局（猪股雅敬主事） 議案第27号 農用地利用集積計画の審査について。下記農地について農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により審査決定を求められたので審議されたい。平成30年12月25日提出。加美町農業委員会会長 我孫子武二。

34ページをご覧ください。今月の農用地利用集積の審議は、売買1件、賃貸借26件、使用貸借1件の計28件でございます。

番号1、渡人、R氏受人、S氏。申請地は、下多田川字往還上の田ほか1筆で、

面積 2, 871 m²。権利移動の種別は賃貸借でございます。

番号 2、渡人、T氏。受人、S氏。申請地は、下多田川字小山前一番の田 13 筆で、面積 10, 459 m²。権利移動の種別は賃貸借でございます。

番号 3、渡人、U氏。受人、V氏。申請地は木舟字新堂田の田 1 筆で面積 1, 440 m²。権利移動の種別は賃貸借でございます。

番号 4、渡人、W氏。受人、X氏。申請地は、上狼塚字熊野堂前二番の田 8 筆で、面積 972 m²。権利移動の種別は売買で金額は総額・・・円でございます。

申請番号 5 番から 28 番までの案件につきましては議案書のとおりとなっております。

以上、28 案件で田 141 筆、畑 6 筆、面積は 192, 128 m²となっております。これらの案件の計画内容は、経営面積、従事日数等、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項に規定する要件を満たしているものと判断されます。以上で説明を終わります。

*議長（我孫子武二会長） 議案の説明が終わりました。議案第 27 号につきましては、委員が当事者である事案があります。農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の規定により、当事者は議案の審議に参加することができません。参加できない委員は、申請番号 1 番及び 2 番について、11 番 S 委員。申請番号 3 番については、14 番 V 委員です。それでは、11 番 S 委員は申請番号 1 番及び 2 番の審議開始から終了まで退席をお願いします。

[委員退室 午後 3 時 10 分]

*議長（我孫子武二会長） これより、申請番号 1 番及び 2 番について審議いたします。この事案について質疑ございませんか。

— 「なし」の声あり—

*議長（我孫子武二会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより、議案第 27 号、申請番号 1 番及び 2 番についての採決を行います。お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

— 「異議なし」の声あり—

*議長（我孫子武二会長） ご異議なしと認めます。よって議案第 27 号、申請番号 1 番及び 2 番については、原案のとおり決定いたしました。それでは 11 番、S 委員の入室を許可いたします。

[委員入室 午後 3 時 10 分]

*議長（我孫子武二会長） つづいて、14 番 V 委員は、申請番号 3 番の審議開始から終了まで退席をお願いします。

[委員退室 午後3時11分]

*議長（我孫子武二会長） これより、申請番号3番について審議いたします。この事案について質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（我孫子武二会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより、議案第27号、申請番号3番についての採決を行います。お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

*議長（我孫子武二会長） ご異議なしと認めます。よって議案第27号、申請番号3番については、原案のとおり決定いたしました。それでは14番、V委員の入室を許可いたします。

[委員入室 午後3時12分]

*議長（我孫子武二会長） 続いて、申請番号4番から28番の案件について審議いたします。この事案について質疑ございませんか。

—「はい」の声あり—

*議長（我孫子武二会長） はい、5番 高橋委員。

*5番（高橋京一委員） 譲受人のY氏ですが、Z氏の娘さんであります。なぜこういうふうに1軒の家から親子それぞれで借りるようなやり方をするのでしょうか。そこは指導するべきではないかと思えます。

*事務局（猪股雅敬主事） 申請番号28番のY氏さんの件ですが、前に一度高橋委員から言われたということで、指導のほうはしております。前はZ氏でそのまま許可を受けたので、次回から指導をしていくような形になります。今回は再設定ということで、もともと娘さんが借りていたものをさらに延長というような形で借り受けています。親子で区画によって分けているところもあるみたいなので、そのへんはそろそろ後継者のほうにという指導をしながら進めていきたいと思えますのでよろしくをお願いします。

—「はい」の声あり—

*議長（我孫子武二会長） はい。8番 三嶋委員。

*8番（三嶋秀二郎委員） 転作関係や餌米についてはY氏、主食米はZ氏というふう

に経営を分けているそうなので、これが妥当じゃないかなというふうに思います。

*議長（我孫子武二会長） ほかに質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（我孫子武二会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより、議案第27号、申請番号4番から28番についての採決を行います。お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

*議長（我孫子武二会長） ご異議なしと認めます。よって、議案第27号、申請番号4番から28番については、原案のとおり決定いたしました。

以上をもちまして、本日の案件はすべて議了いたしました。これで平成30年度第9回加美町農業委員会定例総会を閉会いたします。大変ご苦労さまでした。

〈午後3時16分 閉会〉

この議事録は、事務局長 太田浩二が調製したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、署名押印する。

平成30年12月25日

議 長 我 孫 子 武 二

署名委員 三 浦 泉

署名委員 半 田 守